

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例
に基づく事業者の氏名等の公表について

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（平成30年守谷市条例第36号）第19条第2項に基づき、第19条第1項の規定による勧告に従わない事業者の氏名等について、次のとおり公表する。

令和3年1月15日

1 事業者の氏名

有限会社 土浦商事（代表取締役 野口 治）

2 事業者の住所

千葉県柏市千代田一丁目3番12号

3 勧告内容

当該事業者は、令和2年8月3日、守谷市大山新田字大谷原446番1ほか26筆において、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第1項に基づく協議に係る手続きを経ずに区域内に不陸調整のための資材を搬入し、敷き均し作業を実施したため、工事停止と資材撤去を行うよう指導を行った。これに対して、事業者は指導に従わずに工事を継続し、さらには太陽光発電設備の設置作業も実施している。

事業者による当該行為は、条例第19条第1項第2号、第3号及び第6号に違反していることから、同条同項の規定により、令和2年11月25日付けで12月18日までに事業を中止し、資材の撤去を求めるとともに、条例第6条第3項の規定により近隣自治会に理解を得られる説明を行い、条例に基づく手続きを適切に行うよう勧告した。

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

第6条 事業者は、前条に規定するもののほか、太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない。

2 事業者は、第7条各号に定める区域では設置事業を実施しないよう努めなければならない。

3 事業者は、町内会及び近隣関係者に対し、当該太陽光発電設備の設置（増設を含む。以下この項において同じ。）及び運用に関する理解を得られるよう、設置を計画している太陽光発電設備について説明を行わなければならない。

（協議等）

第8条 事業者は、太陽光発電設備を設置しようとするときは、当該太陽光発電設備を設置しようとする日の60日前までに規則で定める計画書を提出した上で市長と協議をしなければならない。

2 前項の計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法令等による許可又は認可を受けている場合は、許可又は認可の内容を証明する書類の写し（申請中の場合は、申請を受付したことを証明する書類の写し）

(2) 町内会及び近隣関係者に対し設置事業の内容等の説明を行った旨の報告書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（協議終了の通知）

第9条 市長は、前条第1項の協議を終了したときは、事業者に当該協議を終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の規定による通知に意見を付すものとする。

3 事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に設置事業に着手するものとする。

（工事の着手等）

第11条 事業者は、第9条第1項の規定による通知を受けた太陽光発電設備の設置に係る工事に着手したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。当該太陽光発電設備の設置に係る工事を中断し、再開し、又は完了したときも同様とする。

（指導又は助言）

第18条 市長は、この条例の施行上必要があると認めるときは、事業者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第 19 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(1) 第 8 条第 1 項若しくは第 13 条の協議等をせず、又は虚偽の事実を述べて協議等をした者

(2) 第 9 条第 1 項の規定による通知を受ける前に設置事業に着手した者

(3) 第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第 15 条第 2 項の規定による報告を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をした者

(5) 第 17 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(6) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わない者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。